伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等について必要な事項を定めるものとする。

(寄附金を活用する事業)

- 第2条 寄附の申出をする者(以下「寄附申出者」という。)は、次に掲げる事業の区 分のうちから寄附金の使途を指定するものとする。
 - (1) 市民活動を活発にするための事業
 - (2) 教育を充実するための事業
 - (3) 公共施設を充実するための事業(小中学校を除く。)
 - (4) 福祉を充実するための事業(市が直接実施する事業とし、福祉団体等への助成を除く。)
 - (5) 市長が別に定める特定の事業
 - (6) 上記以外の事業で寄附申出者が指定したもの
 - (7) 使途を指定しない
- 2 寄附金は、新たな事業又は既存事業の充実若しくは前倒しのための財源として活用 するものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(寄附の申出等)

- 第3条 寄附の申出は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附申出書(第1号様式。本条において「寄附申出書」という。)によるものとする。ただし、他の書面により申し出た場合で、寄附申出者の意思が明確に表示されているときは、当該書面をもって寄附申出書に代えることができる。
- 2 寄附金の入金方法は、現金持参、納付書払い、現金書留、郵便振替又は銀行振込に よるものとする。

(寄附金の辞退)

第4条 市長は、前条の規定による寄附の申出のうち、受け入れがたいと認められるものについては、受け入れができない理由を付し通知することにより、寄附金を辞退することができる。

(寄附金の受領手続)

- 第5条 財政主管課長は、寄附金の受領に際し、必要に応じて納付書その他必要書類を 寄附申出者に送付するものとする。
- 2 市長は、寄附金の受領確認後、寄附をした者が所得税等の寄附金控除の適用を受けるための書類が発行されない方法により寄附金を支払った場合又は寄附をした者が申し出た場合は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附金受領証明書(第2号様式)を寄附をした者に交付するものとする。

(寄附金の管理)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、第2条第1項に規定する事業ごとに 伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金台帳(第3号様式)を作成し、伊勢原市まち づくり市民ファンド寄附金積立基金により管理運用するものとする。

(寄附金活用状況等の公表)

第7条 市長は、毎年度決算が確定した後に、寄附金の活用状況等を市広報紙及び市ホームページで公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - (いせはらふるさと寄附金の受入れに関する要綱の廃止)
- 2 いせはらふるさと寄附金の受入れに関する要綱(平成20年伊勢原市告示第127号)は、廃止する。